

# 日本フードシステム学会会計規則

第1条 本会の活動に必要な会計は、この規則によって運営する。

第2条 会則第6条に規定する会費の徴収額は、年額、以下の通りとする。

|               |   |
|---------------|---|
| 正会員           | 8,000 円   |
| 学生会員          | 3,500 円   |
| 海外に在住する外国籍の会員 | は年会費を 3,000 円とする。   |
| シニア会員         | 65歳以上、入会10年以上、<br>65歳40,000円、66歳35,000円、67歳30,000円<br>68歳25,000円、69歳20,000円 |
| 名誉会員          | 会費は免除する。  |
| 賛助会員          | 1口 10,000 円で1口以上。   |
| 購読会員          | 8,000 円(会誌4冊分)  |

第3条 本会は会則第3条第7項にもとづく学会賞を授与するため基金を積み立てるが、そのために特別会計を設定するものとする。この特別会計の運営については別途規則を設ける。

第4条 会計は会計担当常任理事の責任の下に管理される。会計口座は事務局に置き、事務局会計担当幹事がこれを管理する。

第5条 学会誌『フードシステム研究』への投稿については審査料を納入するものとする。また、規定ページ数を超過して掲載する場合、超過分掲載料を納入するものとする。このことの詳細は『フードシステム研究』編集規程で定める。なお、納入された審査料は学会誌編集業務費に、超過掲載料は会誌印刷製本費に充当する。

第6条 総務委員長は会則第5条に定める会計年度ごとに、会計処理を取りまとめ関係書類とともに監事の会計監査を受けなければならない。

第7条 総務委員長は、定期大会時に開催される総会において、前年度の決算報告、ならびに当年度の予算案を提出しなければならない。

第8条 監事は、その総会において会計監査結果を報告しなければならない。

第9条 総会議長は、その決算報告、会計監査報告ならびに予算案を総会で審議し、承認するための議決を行わなければならない。

第10条 本規則は理事会の議決に依って変更するものとする。

付 則 本規則は 1994年5月21日から施行する。

1996年6月15日改正。2005年6月18日改正。

1997年6月14日改正。2010年6月12日改正。

2000年6月17日改正。

2001年6月16日改正。

2021年6月26日改正。